



オリジン健康保険組合 第125回組合会

令和8年2月26日

本日の会議の目的である事項

【報告事項】

1. 令和7年度健康保険組合事業概況について
2. 理事長専決処分の報告
3. 2024年度版健康スコアリングレポートについて
4. 財産保管替えについて(理事会承認事項)

【決議事項】

1. 令和8年度健康保険組合収入支出予算(案)及び一般保険料率、調整保険料率、介護保険料率の変更(案)について
2. 重要財産処分(案)について
3. オリジン健康保険組合規約の一部変更(案)について
4. オリジン健康保険組合規程の一部変更(案)について

【その他】

個人情報保護について

令和7年度健康保険組合事業概況について

【一般勘定】
1.適用状況

令和7年度決算見込表

種 別	7年度決算見込	7年度予算額	増減額(人)	増減率
被 保 険 者 数	635	642	-7	0.989
" (男)	552	557	-5	0.991
" (女)	83	85	-2	0.976
被 扶 養 者 数	556	587	-31	0.947
同上被保険者1人当人数	0.88	0.91	-0.03	0.967
平均標準報酬月額(円)	467,000	461,000	6,000	1.013
" (男) (円)	478,000	473,000	5,000	1.011
" (女) (円)	387,000	379,000	8,000	1.021

【被保険者数】

- ◆ 新入社員6名
- ◆ 中途入社6名
- ◆ 任意継続喪失者15名
- ◆ 自己都合退職者等27名
(内、希望退職者14名)

【標準報酬月額】

- ◆ 7月月額変更及び9月算定による標準報酬月額の増加
- ◆ 比較的若年層の中途退職等
- ◆ 結果として6,000円予算時より増

令和7年度健康保険組合事業概況について

2. 収支状況(単位千円)
(収入)

種 別	7年度決算見込	7年度予算額	増減額	増減率
健康保険収入	415,763	411,957	3,806	1.009
調整保険料収入	5,918	5,854	64	1.011
繰越金	20,000	20,000	0	1.000
繰入金	30,000	30,000	0	1.000
国庫補助金収入	100	151	-51	0.662
出産育児交付金	110	110	0	1.000
財政調整事業交付金	836	801	35	1.044
雑収入	1,156	1,127	29	1.026
合 計	473,883	470,000	3,883	1.008

【健康保険・調整保険収入】
標準報酬月額が増加したものの、標準賞与額及び被保険者数は減額したことで予算時よりやや増加

【国庫補助金収入】
特定健診・保健指導補助金 100,000円

【出産育児交付金】
110,000円

【財政調整事業交付金】
高額医療交付金 4件(6年度5件) 836,000円

【雑収入】
定期預金、普通預金利息
準備金利子 175,000円
別途積立金利子 698,000円
支払余裕金利子 276,000円
返納金 7,000円

高額医療交付金
200万円超の医療費に対する交付金

令和7年度健康保険組合事業概況について (支出) 単位：円

資1

種 別	7年度決算見込	7年度予算額	増減額(人)	増減率
事務所費	37,755	46,760	-9,005	0.807
組合会費	54	181	-127	0.298
保険給付費	190,551	210,022	-19,471	0.907
(法定給付費)	(181,605)	(198,873)	-(17,268)	0.913
(付加給付費)	(8,946)	(11,149)	-(2,203)	0.802
納付金	140,356	139,882	474	1.003
(前期高齢者納付金)	(37,255)	(37,025)	(230)	1.006
(後期高齢者支援金)	(103,101)	(102,855)	(246)	1.002
(病床転換支援金)	(0)	(1)	-(1)	-
(流行初期医療確保拠出金)	(0)	(1)	-(1)	-
保健事業費	34,286	38,149	-3,863	0.899
財政調整事業拠出金	5,873	5,854	19	1.003
積立金、還付金、その他	820	1,091	-271	0.752
予備費	0	28,061	-28,061	-
合計	409,695	470,000	-60,305	0.872
収支差引残	64,188	0	64,188	-
保険料に対する給付率	79.59%	84.94%	-5.35%	0.937
保険給付費一人当金額	300,080円	327,137円	-27,057円	0.917

・事務所費は役職員俸給等の
人件費が予算編成時より減少
したことなどにより減額
・保険給付費は予算内で収ま
る見込みであるが、**本人薬剤
費、家族療養費が増加**。特に
年度後半には高額な医療費を
伴う入院が増加した。(1月請
求までに100万円超の家族入
院11件)

・納付金は予算編成時から納
付金の係数が増加したことで
若干の増の見込み

・**保健事業費**は予定の事業は
全て実施したが、加入者数の
減少で**若干の減**の見込み

・財政調整事業拠出金は調整
保険料収入した額を財政調整
事業拠出金で健保連に支出

・還付金は、**任継者の前納保
険料が資格喪失により還付し
た(3名)**

・連合会費として、健保連、
埼玉連合会、中央地区連絡会
等の会費

収支差引残 64,188千円
経常収支 約13,370千円
黒字の見込

令和7年度健康保険組合事業概況について

【介護勘定】単位：円

資2

種 別	7年度決算見込	7年度予算額	増減額(人)	増減率
被 保 険 者 数	435	440	-5	0.989
被 扶 養 者 数	138	153	-15	0.902
同上被保険者1人当人数	0.32	0.35	-0.03	0.914
平均標準報酬月額(円)(特定含む)	503,000	496,000	7,000	1.014
(収入)				
介 護 保 険 収 入	57,324	59,028	-1,704	0.971
繰 入 金	3,000	3,000	0	1.000
雑 収 入	42	32	10	1.313
合 計	60,366	62,060	-1,694	0.973
(支出)				
介 護 納 付 金	57,363	57,363	0	1.000
還 付 金	64	57	7	1.123
予 備 費	0	4,640	-4,640	-
合 計	57,427	62,060	-4,633	0.925
収 支 差 引 残	2,939	0	2,939	-

被保険者数は40歳到達者を含む17人増、早期退職者14人を含む27人減で予算時より5人減少
被扶養者数は15人減となった。

標準報酬月額は9月算定により増加があり結果として7,000円増となった。

標準報酬月額は増加したものの、被保険者数と標準賞与額が減少したことで保険料収入は減額の見込

介護納付金は予算時と同額であった。

結果として収支差引残は2,939千円となり、約61千円赤字の見込

資3

保健事業費関係実績状況 (7.4.1~8.1.31)

本人 任継者
家族 主婦健診代
行業者変更により
開始が遅れたため

(1) 特定健康診査(安衛法除く)

本人20名 家族23名
(⑥本人15名 家族86名)

(2) 特定保健指導

本人41名 家族0名
(⑥本人38名 家族1名)

ライザップ 11人
ベネフィットワン 30人
(積極的23人・動機付18人)

(3) 保健指導宣伝関係

- ① 『健診結果の見方・活かし方』 誌 初回成健対象者10名へ配付
- ② 『オリジン健保』 No123号 4月全員配付(HPデジタルブック掲載)
- ③ 『パパ育児のトビラ』 出生したお子様を扶養加入した男性被保険者へ配付
- ④ 『主婦健診委託業者の変更について』 被扶養配偶者へ送付
- ⑤ 『オンライン禁煙プログラム』 1名参加
- ⑥ 『集団歯科健診のお知らせ』 被保険者および被扶養者対象全員へ8月配信等
- ⑦ 『集団婦人科検診のお知らせ』 // 8月配信等
- ⑧ 『つよい子になるぞ!!キャンペーン案内』 (1歳～6歳小学校就学前) 9月送付
- ⑨ 『家庭用常備薬等斡旋について』 6、11月メール配信等
- ⑩ 『オリジン健保』 No124号10月全員配付(HPデジタルブック掲載)
- ⑪ 『2026年版さわやかカレンダー』 12月全員配付
- ⑫ 『すこやかファミリー』 他1誌 各工場へ毎月配付
- ⑬ 『赤ちゃんと!』 月刊誌 『ラシタス』 誌 (1歳～2歳児) 1名
- ⑭ 『メンタルヘルスカウンセリング』 電話カウンセリング 6回
面接カウンセリング 0回
- ⑮ 健康講座 (株)オリジン 人事グループとのコラボヘルス事業 11月開設
『メンタルヘルス・セルフケア』 (全7章)受講修了者数 158名
『パフォーマンスアップ! 質の良い睡眠をとるコツ』 (全9章) 受講修了者数 160名
- ⑯ 重症化予防対策としての保健指導(12月) 17名
- ⑰ スポーツクラブルネサンスとの法人契約 13名登録 延べ91回利用
- ⑱ 『医療費通知のお知らせ』 6、9、12月通知
- ⑲ ジェネリック医薬品への差額通知 10月23名に通知

2月19日現在
メンタル 203人
睡眠 211人
受講終了

(4) 疾病予防事業関係

◎主婦健診案内 9月上旬(被扶養配偶者)159名へ送付

◎成人病予防健診(30才・38才以上の被保険者対象)

本社(吉見・朝霞・名古屋・大阪・熊本・任継含)	295名受診
間々田工場	89名受診
瑞穂工場	103名受診
合計	487名受診

◎精密検査 115名(◎142名)

◎家族健康診断(ドック8名含む) 10名

◎主婦健康診断 102名申込

◎婦人科検診(本人) 5名

◎同上集団検診分 10/4 IMS-M C池袋 39(家9)名

◎歯科健診 8/4名古屋 8/4熊本 10/3~20 大阪

6(家0)名 1(家0)名 7(家0)名

10/4 IMS-M C池袋 10/24間々田 125(家8)名

66(家8)名 45(家0)名 (◎105(家16)名)

◎予防注射補助 493(家93)名(◎532(家91)名)

◎人間ドック 22名

(5) 体育奨励関係

◎ウォーキングイベント (10～11月)

138名達成／193名参加

(◎)147名達成／208名参加)

◎秩父路峠道ウォーキング(11月15日)

13名参加

1. 健保組合を取り巻く状況について

【給付と負担の見直し】

令和7年10月、高市首相は所信表明演説において、「人口減少・少子高齢化を乗り越えるためには、社会保険制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要。国民会議を設置し、税と社会保障の一体化について議論する」と述べた。また、代表質問に対して、「**全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要な社会保障サービスが必要な者に適切に提供される全世代型社会保障を構築することが重要**」と答弁している。

令和7年度において取りまとめられた主な制度改革関連項目の概要は以下の通り。

項 目	概 要	工 程
高額療養費制度の見直し (資料1 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 長期療養者等への配慮（多数回該当の据え置き、年間上限額の新設） ✓ 応能負担（所得区分細分化、限度額見直し） ✓ 外来特例見直し(70歳以上の外来の自己負担限度額) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ R.8.8 / R9.8 に施行予定
OTC類似薬、薬剤自己負担見直し (資料2 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ OTC類似薬について、77成分（約1,100品目）を対象に薬剤費の1/4に特別の料金を設定 ✓ 長期収載品（ジェネリック医薬品がある先発医薬品）の自己負担について薬剤費との差額負担を1/4から1/2へ 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ OTC類似薬は令和8年度中に設定 ✓ 令和9年度以降に対象拡大等検討
出産費用新体系 (資料3 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 分娩費は「無償・全国一律現物給付化」、異常分娩時の保険給付は従来通り、アメニティ等は自己負担原則（従来は出産育児一時金、50万円） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ R8通常国会に法案提出予定 ✓ R9以降段階的に実施予定
高齢者医療制度見直し (資料4 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「負担割合見直し」「年齢区分」「現役並み所得（公費が無い課題含む）」 ✓ 「高額療養費外来特例の対象年齢」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ R8 検討予定
子ども・子育て支援金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども・子育て支援金を財源に、国が少子化対策として子ども未来戦略「加速化プラン」の取組を実施 ✓ 「加速化プラン」の内容は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出産後休業支援、育児時短就業給付等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ R8、4月分保険料（5月末納付分）より徴収開始

(資料1) 高額療養費制度の見直し
月額上限の細分化、年間上限の新設など制度が複雑化

資5

高額療養費制度の見直しについて

大臣折衝事項(R7.12.24)より抜粋

	現行		R8.8~			R9.8~		
	月額上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)	月額上限	年間上限	外来特例 (70歳以上)
約1,650万円~ (標報: 127万円~)	252,600 + 1% <140,100>	ア	270,300 + 1% <140,100>	1,680,000	-	342,000 + 1% <140,100>	1,680,000	-
約1,410~約1,650万円 (標報: 103~121万円)						303,000 + 1% <140,100>		-
約1,160~約1,410万円 (標報: 83~98万円)						270,300 + 1% <140,100>		-
約1,040~約1,160万円 (標報: 71~79万円)	167,400 + 1% <93,000>	イ	179,100 + 1% <93,000>	1,110,000	-	209,400 + 1% <93,000>	1,110,000	-
約950~約1,040万円 (標報: 62~68万円)						194,400 + 1% <93,000>		-
約770~約950万円 (標報: 53~59万円)						179,100 + 1% <93,000>		-
約650~約770万円 (標報: 44~50万円)	80,100 + 1% <44,400>	ウ	85,800 + 1% <44,400>	530,000	-	110,400 + 1% <44,400>	530,000	-
約510~約650万円 (標報: 36~41万円)						98,100 + 1% <44,400>		-
約370~約510万円 (標報: 28~34万円)						85,800 + 1% <44,400>		-
約260~約370万円 (標報: 20~26万円)	57,600 <44,400>	エ	61,500 <44,400>	530,000	22,000 (年21.6万)	69,600 <44,400>	530,000	28,000 (年21.6万)
約200~約260万円 (標報: 16~19万円)						65,400 <44,400>		28,000 (年21.6万)
~約200万円 (標報: ~15万円)						61,500 <34,500>		22,000 (年21.6万)
非課税【70歳未満】	35,400 <24,600>	オ	36,900 <24,600>	290,000	-	36,900 <24,600>	290,000	-
非課税【70歳以上】	24,600	8,000	25,700 <24,600>	290,000	11,000 (年9.6万)	25,700 <24,600>	290,000	13,000 (年9.6万)
一定所得以下【70歳以上】	15,000	8,000	15,700	180,000	8,000	15,700	180,000	8,000

高額療養費とは...医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で所得区分による上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度

当組合の被保険者は、
現行5区分⇒13区分へ
(ア~オ)



付加金制度の
見直しが必要

OTC医薬品とは、
処方せんなしで薬
局等で購入できる
薬のこと

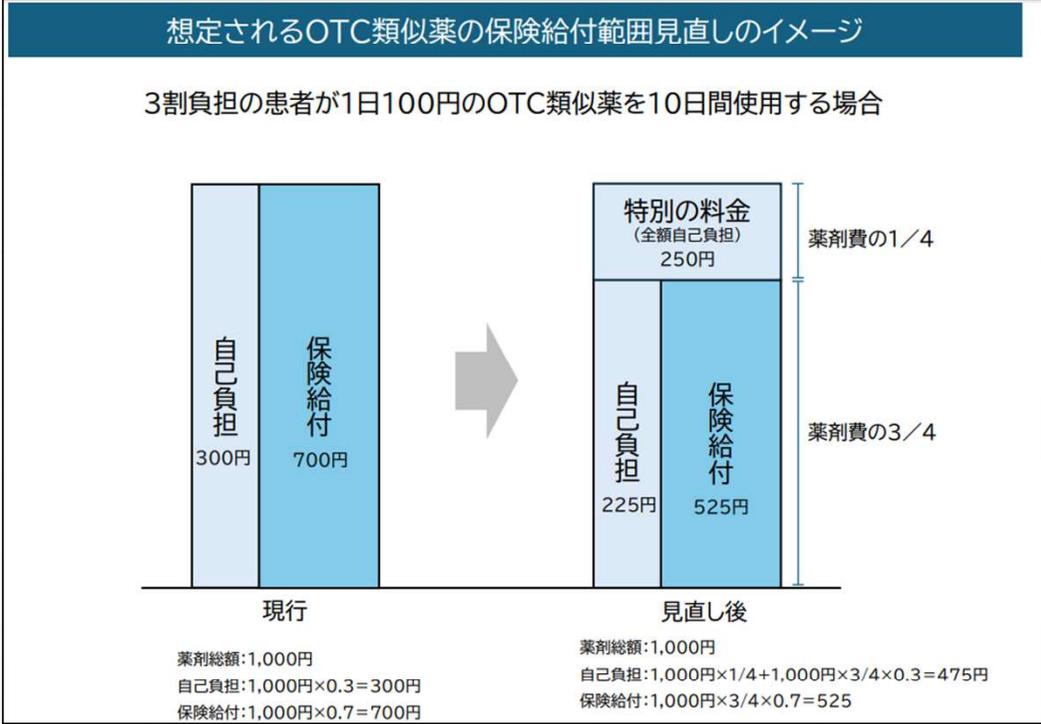
(資料2) OTC類似薬、薬剤自己負担見直し

OTC類似薬...医療機関で処方される「**医療用医薬品**」のうち、「**一般用医薬品 (OTC医薬品)**」と**同じ成分や効果を持つ薬**

法改正趣旨...医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している患者との公平性の確保、現役世代の保険料負担の軽減

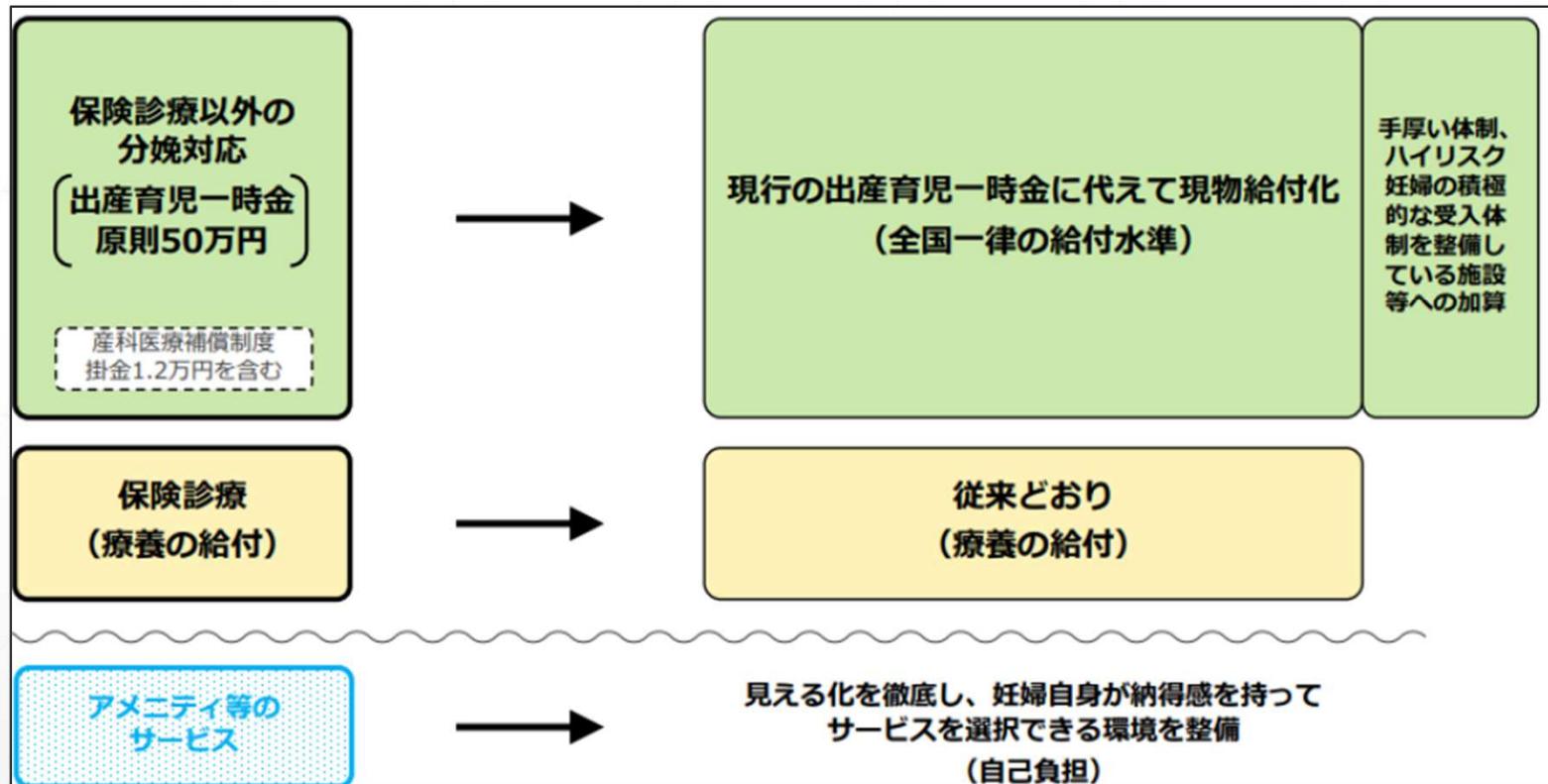
対象医薬品...77成分、約1,100品目
OTC医薬品と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品を機械的に選択。

主な対応症状は、鼻炎（内服・点鼻）・胃痛・胸やけ・便秘・解熱・痛み止め・風邪症状全般・腰痛・肩こり（外用）・みずむし・殺菌・消毒・口内炎・おでき・ふきでもの・皮膚のかゆみ・乾燥肌等



(資料3) 出産費用新体系

現行は普通分娩の出産費用は健康保険の適用外であり、一律出産育児一時金として500,000円を支給、当組合は付加金60,000円を支給
 改正後は一時金の代わりに全国一律の保険適用とする。

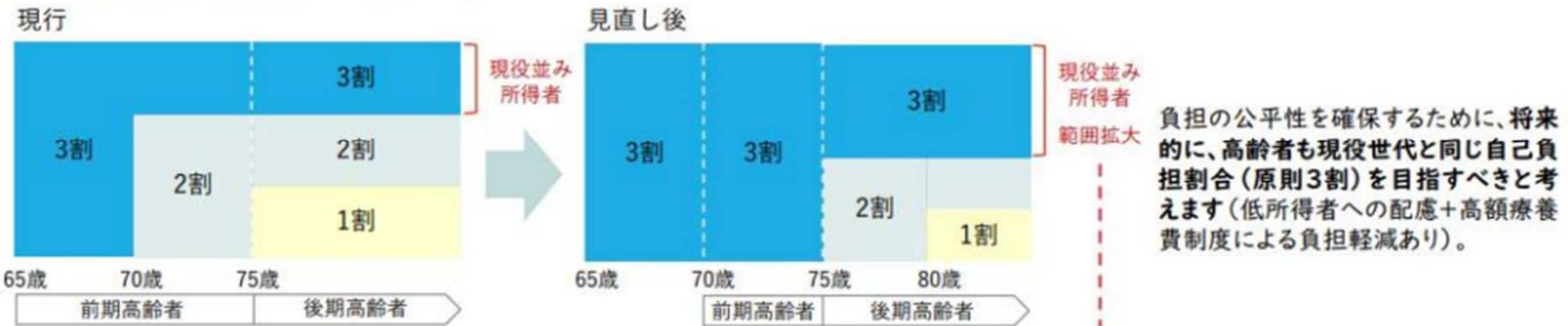


(資料4) 高齢者医療制度の見直し

就労状況など的高齢者像が高齢者医療制度創設時より変化していることを踏まえ、まずは、高齢者の年齢区分を以下のように見直すべきと考えます。

- 現状の負担割合の年齢区分(70~74歳:原則2割負担、75歳以上:原則1割負担)を5歳引上げ
- 後期高齢者(75歳以上)の現役並み所得者(3割負担)の範囲拡大 ※公費負担導入とセットで実施(下記参照)
- 前期高齢者(65~74歳)の年齢区分(65歳)も70歳に引き上げ

高齢者の自己負担割合の見直し(年齢区分の見直し)



負担の公平性を確保するために、将来的に、高齢者も現役世代と同じ自己負担割合(原則3割)を目指すべきと考えます(低所得者への配慮+高額療養費制度による負担軽減あり)。

後期高齢者医療制度の財源構造

〈対象者数〉75歳以上の高齢者 約2,070万人	
〈後期高齢者医療費〉20.4兆円(給付費18.7兆円、患者負担1.7兆円)	
※2025年度予算案ベース	
【現役並み所得者以外の財源構成】= 約17.68兆円(※自己負担1割、2割を除いた部分)	
保険料	現役世代の負担(後期高齢者支援金) 約37%
	公費 50%
【現役並み所得者の財源構成】= 約1.03兆円(※自己負担3割を除いた部分)	
保険料	現役世代の負担(後期高齢者支援金)
	約5,200億円

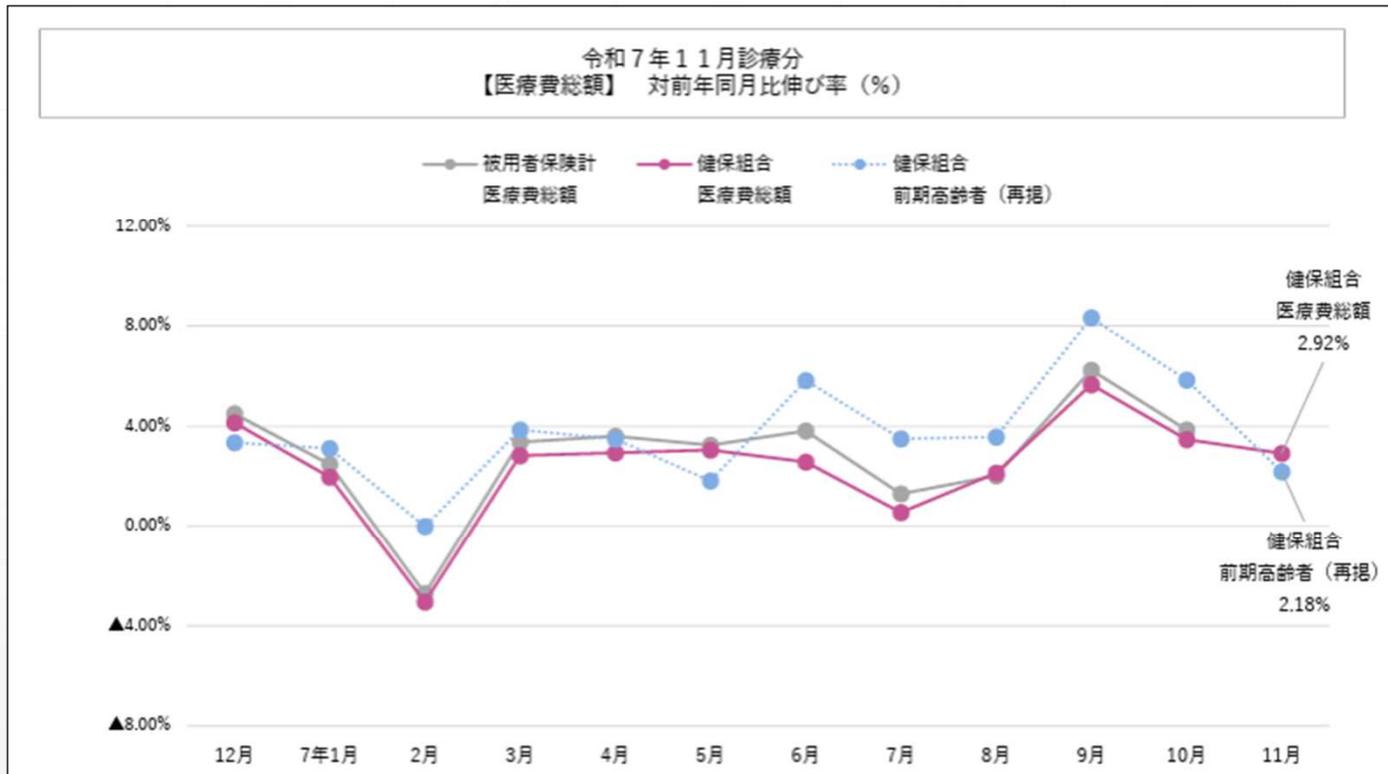
本来公費が入るべき部分

現役並み所得者の給付費には、公費が入っておらず、現役世代の負担となっています。このままその範囲を拡大すると、現役世代の負担増となります。範囲拡大にあわせて、現役世代が公費負担を肩代わりしている後期高齢者の現役並み所得者の給付費に、50%の公費負担を導入すべきと考えます。

【令和7年度の医療費動向（令和8年1月健保連速報値）】

健康保険組合連合会の分析によると、令和7年11月診療分の健保組合全体の一人当たり医療費は、前年同月に比べ**2.92%増加**している。内訳は、入院が1.53%、入院外は2.71%、歯科が0.58%、調剤が5.94%、全て増加という結果だった。

直近1年間の医療費は2月以外のすべての月で前年度より増加している。伸び率が減少した2月は前年度が前々年度よりかなり医療費が高額となったことにより、今年度は約3%のマイナスとなったためである。全体を通して**医療費は増加傾向**である。



令和8年度の予算編成にあたって

2. 令和8年度の予算編成重点項目

令和8年度は、**高齢者医療制度への拠出金が前年度より減額**したことにより支出額が減少したため、**健康保険料率を5.0/1,000引下げて**予算編成を行った。不測の高額な保険給付の発生に備え**予備費を計上**したことなどから**経常赤字**となるため、**前年度残金からの繰越金及び別途積立金**の一部繰入れを行い、**収支バランス**を図った。

2. 令和8年度の予算編成重点項目

1) 高齢者医療制度への拠出金について

【前期高齢者納付金、後期高齢者支援金ともに減少】

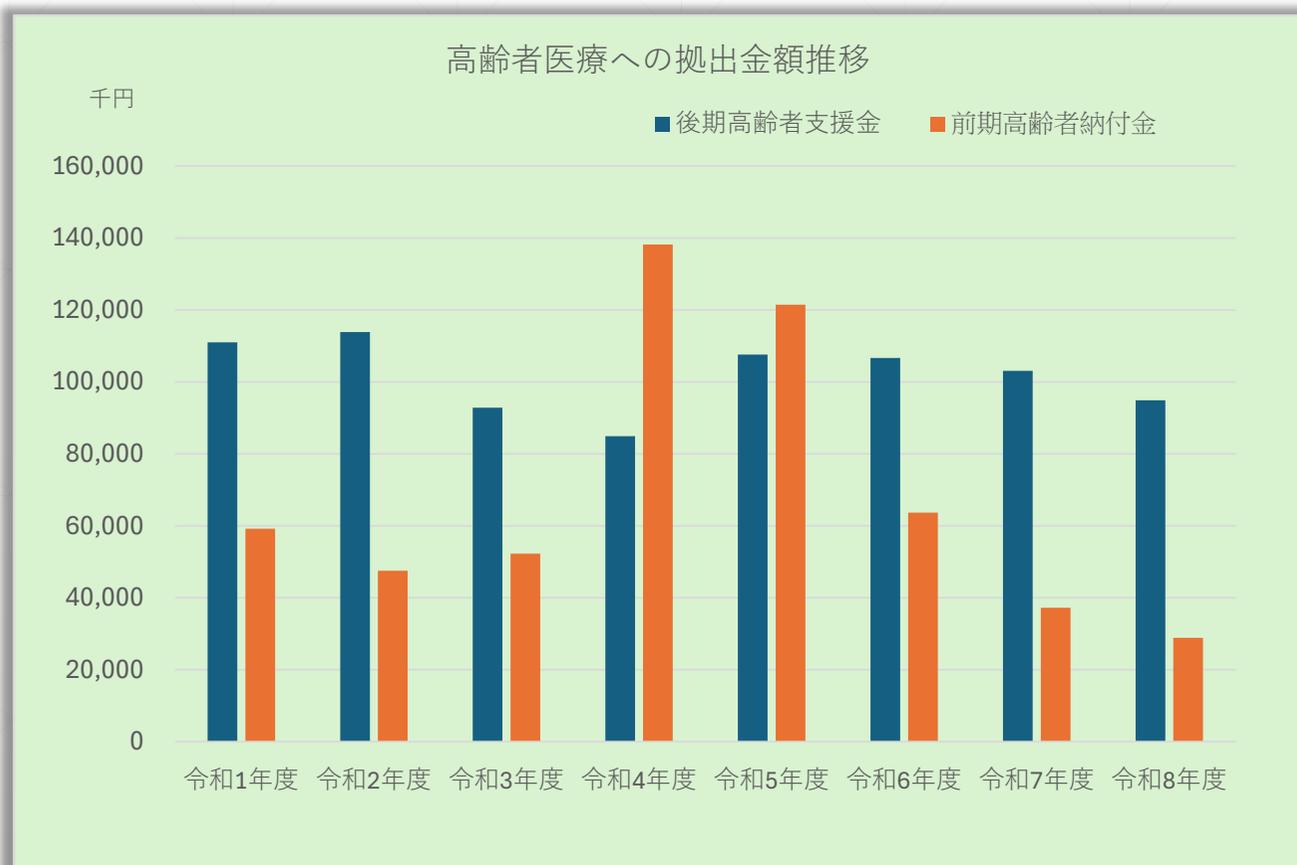
令和8年度予算は、前期高齢者納付金が前年度より8,146千円減少し、28,879千円となった。令和8年度の概算納付額は前年に比べ18,800千円減少したことと、前々年度の精算として23,500千円の戻り分があったことが影響した。(7年度の精算は34,200千円の戻り額であった)

後期高齢者支援金は、8年度の支援金の総報酬割負担率*が前年度に比べ2%減少したこと、被保険者数の減少等により標準報酬月額総額の見込額が280,000千円減少したことから概算支援金額は約7,100千円減少し94,918千円となった。前年度の精算はほとんどなく、事務費を合わせた支援金額は94,880千円であった。

結果として令和8年度の高齢者医療制度への拠出金合計は、前年度より16,121千円減額となり、123,761千円(健康保険料収入の34%)となった。

*後期高齢者支援金額＝標準報酬総額×総報酬割負担率で算出

高齢者医療への拠出金額推移



納付金は前々年度の実績に調整率を乗じて算出し、翌々年度に精算する

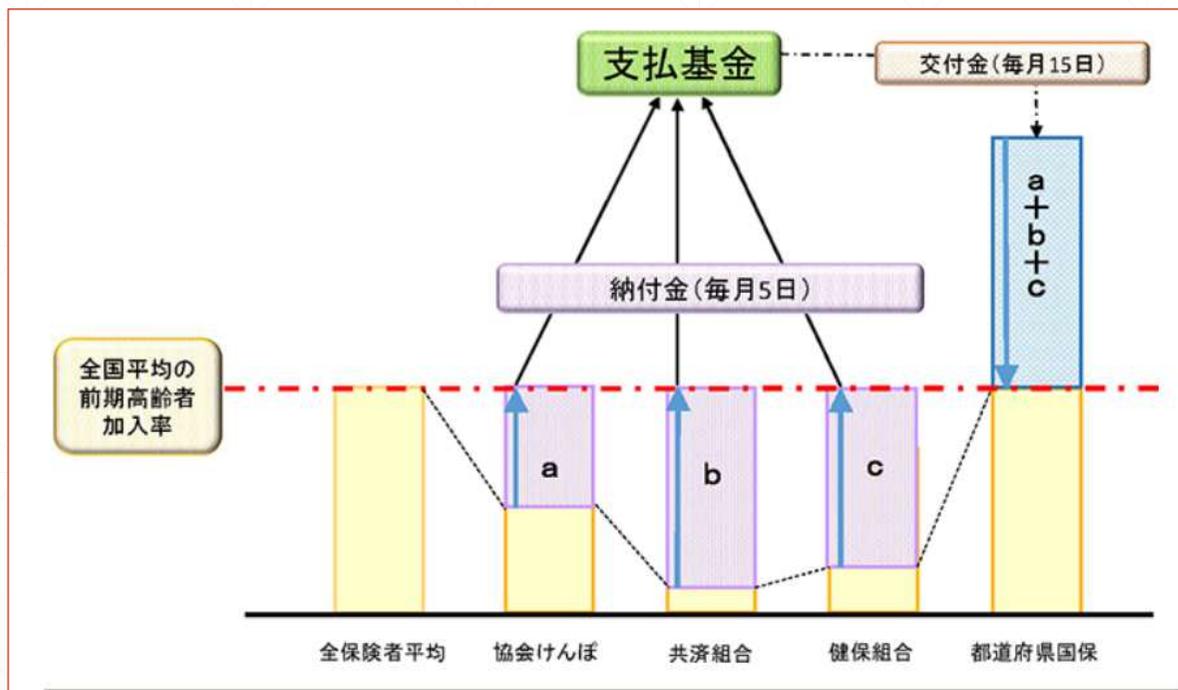
前期高齢者納付金 約28,900千円

令和8年度 概算額 52,379千円
令和6年度 精算額 ▲23,500千円
(令和7年度は精算額 ▲34,200千円)

後期高齢者支援金 約94,900千円

令和8年度 概算額 94,918千円
令和6年度 精算額 ▲43千円

(参考) 前期高齢者納付金の算出方法



前期高齢者納付金とは、**保険者間**(健保組合、国民健康保険など)に加入する**前期高齢者**(65～74歳)の人数(加入割合)に差があることで**医療費の負担に不均衡が生じる**ため、前期高齢者が多く加入する保険者の負担を調整するしくみです。**前期高齢者加入率の全国平均を基準**として、全保険者平均を下回る保険者は納付金を納付し、上回る保険者は、交付金を受けることで調整します。

納付金の算出方法は**自組合の前期高齢者の給付費**に**加入率による係数**をかけて算出します。

令和6年度からの変更

一時的に前期高齢者の医療費が増加した場合、納付金が急激に増え概算納付金が大きくぶれることを防ぐため、**過去3年間の医療費の平均を算出の基礎**とすることに計算方法が変わりました。
また、被用者保険者間の格差是正のため、**納付金のうち1/3に総報酬制が導入**されました。

後期高齢者支援金は・・・

健康保険組合、国民健康保険などの現役世代が支援する
【健康保険組合の算出方法】

総標準報酬月額 × 拠出率
(被保険者全員の給与+賞与)



75才以上の患者負担を除く医療給付費

75歳以上の人口増加により医療給付費が増大すると更に負担増！

2. 令和8年度の予算編成重点項目

【介護納付金は減少】

令和8年度の介護納付金は、介護納付金算出の係数である、総報酬割概算負担率が0.94%下がったこと、令和6年度の精算により10,200千円の戻りがあったことなどで前年度より9,247千円減の48,116千円となった。(7年度の精算は6,300千円の戻り額であった)

今年度の介護納付金額は、介護保険料率を1.0/1,000引き下げても十分に賄える額であったため、令和8年度の料率は16.0/1,000とした。

2. 令和8年度予算編成重点項目

【子ども・子育て支援納付金の新設】

健保組合は令和8年度から、法令により「子ども子育て支援金」を健康保険料等と併せて徴収し、国に納付する徴収代行を行う。

健保組合が国に納付する「子ども・子育て支援納付金」は、当組合の標準報酬総額に総報酬割概算負担率(約2.004%)を乗じて算出する。

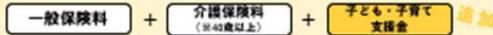
事業主及び被保険者から徴収する支援金は、標準報酬月額及び標準賞与額に負担率を乗じて算出し、令和8年4月分(5月給与分)から徴収する。負担率は、2.3%で、事業主と被保険者が折半(1.15%づつ)で負担する。令和8年度の支援金徴収は、4月～翌年2月の11か月分となる。

「子ども・子育て支援金制度」

POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

令和8年4月保険料（5月納付分）より
一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充を行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率（支援金率）は、令和8年度0.23%からスタートし、10年度には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※（）は支援金率	
R 8年度 ... 約6,000億円	(0.23%)
R 9年度 ... 約8,000億円	
R 10年度 ... 約1兆円	(約0.4%)
R 11年度以降	は約1兆円の範囲内で推移



一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合 (令和8年度)

$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円/月}$$



※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

標準報酬月額470,000円の被保険者(40歳～64歳)
の1か月の保険料
※令和8年度の保険料率(案)を使って算出

健康保険料

$$470,000 \times 32.66\% = 15,350\text{円}$$

介護保険料

$$470,000 \times 8\% = 3,760\text{円}$$

子ども子育て支援金

$$470,000 \times 1.15\% = 540\text{円}$$

$$15,350 + 3,760 + 540 = 19,650\text{円/月}$$

賞与にも同じ料率で保険料がかかります。

2. 令和8年度予算編成重点項目

2) 保険給付費について

診療報酬改定により、令和8年6月から診療報酬は3.09%、薬価は▲0.86%となり、全体で2.22%の引き上げ改定が決まった。

当組合の保険給付費の動向は、令和7年度前半は比較的落ち着いていたが、7月ごろより高額な医療が発生し、薬価も含めて増加傾向となっている。また、加入者の平均年齢は高く、高血圧や高血糖など生活習慣病リスクを有する人が多いため、重症化した場合の継続した高額な医療費発生リスクを考慮し、保険給付費が不足することのないよう予算編成を行った。

特に法定給付費の本人の薬剤支給、家族療養費、家族薬剤については前年度見込み額を考慮し一人当たり単価を増額して計上した。結果として、被保険者数は28人(▲4.3%)減少したものの、保険給付費全体では▲1.5%の206,862千円を計上した。

2. 令和8年度予算編成重点項目

3) 事務所費について

前年度は、業務継承のために人員増の予定であり4人体制で人件費を計上したが、令和8年度は3名体制となったため、**役職員俸給、諸手当、社会保険料などが減額**した。

一方で、長年健保の業務に携わっていた事務長の離職による事務負担の増加を改善するため、工数がかかる**柔整(整骨院等)申請の点検及び請求業務を外部委託**することとした。あわせて医療費適正化の効果を上げる目的で、**レセプト点検業務を同業者に委託**することとした。また、株式会社大和総研の健保基幹システムが、子ども子育て勘定新設等によるシステム改修やサーバー管理のコスト増により値上げされたが、結果として事務所費全体では前年より**5,200千円減少し、41,507千円**を計上した。

2.令和8年度予算編成重点項目

4) 保健事業について

令和8年度は、保健事業の見直しにより下記の事業を廃止する。

①つよい子になるぞ！！キャンペーン

令和5年度より、子供医療費助成事業についての情報提供及び子供の疾病予防のため、うがいや歯磨きを奨励する事業をおこなってきたが、毎年、対象者がほぼ変わらず助成事業の啓蒙の目的は3年間で十分達したこと、アンケートの回収率は低く、歯みがきやうがいの習慣は既についているなどの意見もあったことから、本年度より事業を廃止する。

2. 令和8年度予算編成重点項目

4) 保健事業について

令和8年度は、保健事業の見直しにより下記の事業を廃止する。

②禁煙プログラム

禁煙プログラムを実施していたクリニックが、令和7年度で事業を終了することになり、他の業者での実施も検討したが、少人数での実施に対応する業者が見つからなかったことから、令和8年度は禁煙プログラムの事業を行わないこととする。

本プログラムは例年応募者が少なく、応募する者がいない年もあったことから、別の方法で禁煙をサポートするプログラムがないかも含めて令和9年度に向けて検討を続ける。

2.令和8年度予算編成重点項目

4) 保健事業について

令和8年度は、保健事業の見直しにより下記の事業を廃止する。

③秩父路峠道ウォーキング

埼玉連合会が実施する「秩父路峠道ウォーキング」事業は、実際にウォーキングができる機会として共同参加してきたが、峠道を歩く際の熊対策や、ウォーキング中に具合が悪くなった人の対応等、安全対策を担保することが難しいため、今年度から健保組合事業としては行わないこととする。

令和8年度から変更する事業
メンタルヘルスカウンセリング事業

令和7年度まで行っていた株式会社法研の「メンタルヘルスカウンセリング」を、**MBK Wellness**株式会社の「こころとからだの健康相談」に変更する。

【変更理由】

今までの「メンタルヘルスカウンセリング」は、実際にカウンセリングを受けたい時に電話番号を知る方法がわかりにくく、相談件数も年間で数件であった。**MBK Wellness**の本サービスは、家庭の医学を発行している会社が行っているもので、「みんなの家庭の医学」の**WEB**版やアプリを普段から利用することができる。エビデンスのある健康情報により、ヘルスリテラシーの向上を図れる他、**WEB**版やアプリから医療情報を検索しながら相談につなぐことが可能。

ここらだけでなく身体の相談もでき、電話や対面の他、メールで気軽に相談することもできる。フリーダイヤルの電話番号も、今までのカウンセリングの番号を引き継ぐことができるので、以前利用していた人も同じ番号で相談できる。

健康相談サービス:ご利用方法

すぐに相談したい
→ フリーダイヤル(0120-●●●●-●●●●)へ直接電話

以外にも下記のような方法で相談が可能です!

「みんなの家庭の医学」で相談可能!

WEB版



<https://kateinoigaku.jp/>

アプリ版




考えをまとめてから相談したい
⇒メール相談



WEB版
アプリ版



アプリ版

空いている時間で相談したい
⇒電話予約相談



アプリ版

電話はちょっと…エビデンスのある健康情報・医療情報を見たい



WEB版
アプリ版

対面で相談したい
⇒こころの面接相談



※面接相談は、ご本人の希望のみではなく電話相談、メール相談で相談員が必要と判断した際についてもご案内しています。

Copyright© 2025 MBK Wellness

電話相談は、相談テーマに関わらず、回数無制限でご利用いただけます。

こころとからだの健康相談

対象者	電話・WEB相談:被保険者と被扶養者、被保険者の2親等までのご家族 こころの面接相談:被保険者と被扶養者
電話回線	貴団体専用のフリーダイヤル電話回線 ※既に別企業で取得している専用回線があれば引き継ぐことも可能です
電話相談 (音声による相談)	電話相談は回数無制限でご相談いただけます からだの相談:24時間365日対応 こころの相談:9~21時(平日) 10~18時(土曜日) *日・祝・1/1~1/3は休み ※利用者のご都合に合わせて予約相談が可能になります。 ※からだの相談・こころの相談、いずれも各分野の専門職である有資格者によりご相談を承ります。 ※19科目の専門医へ直接ご相談が可能です。(相談者・相談員・専門医の3者通話:トリオフォン)
メール相談 (テキストによる相談)	24時間365日受付 3営業日以内に回答します。 ※(メール相談依存を防ぐため、1案件につき3往復まで。その後は電話相談につなぐ)
こころの面接相談 (対面による相談)	全国約200ヶ所(全国都道府県網羅)の提携機関で、 お一人様/年間5回までの無料カウンセリングが可能。 医療受診が必要な方には、全国14万件の医療機関をご案内します。 ※ご要望に応じて「オンライン相談」も可能です。
相談員	心理相談スタッフ 精神科医、精神科指導医、臨床心理士、心理カウンセラー、産業カウンセラー、シニア産業カウンセラー、精神保健福祉士
	健康相談スタッフ 専門指導医 看護師、保健師、管理栄養士・栄養士、助産師、ケアマネージャー 内科・外科・小児科・形成外科・産婦人科・婦人科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・歯科 精神科・漢方・介護・終末期ケア・薬剤師・放射線科・海外・麻酔科

Copyright© 2025 MBK Wellness

創刊50年超の歴史を持つ書籍『家庭の医学』をデジタル化した「みんなの家庭の医学」アプリ版(無料版)は、科学的根拠に基づいた医療・健康情報の検索や更新記事の閲覧のほか、全国の医療機関を探すことが可能。また、毎日、更新する健康情報「デイリーアドバイス」や、家族との連携をサポートする「家族連携機能」、歩数に応じてバーチャルに全国行脚を行う「歩数ゲーム」、体重・歩数を記録する「ヘルスログ機能」が搭載されている。



一般保険料率の変更について(案)

一般保険料率変更理由書

前期高齢者納付金の急激な増加により令和3年度に経常収支が赤字となったため、令和4年度より一般保険料率を5.0/1,000引き上げて対応したところ、同年度以降は前期高齢者給付費が減少した状態が続いたため、令和6年度から前期高齢者納付金が大幅に減額し経常収支は黒字となった。そのため今後3年間の収支状況を試算したところ、準備金及び別途積立金の保有状況からみて、5.0/1,000の料率引下げが適当と判断し、添付のとおり一般保険料率を変更したい。

また、別添(P15)の健康保険組合連合会の通知のとおり、調整保険料率が1.30/1,000から1.38/1,000に変更になったことに伴い、一般保険料率は全体の料率引下げと合算し、前年度に比べ5.08/1,000減少する。

オリジン健康保険組合一般保険料率及び計算基礎(案)

資12

一般保険料率

一般保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	58.430/1,000	55.220/1,000
	被保険者	34.020/1,000	32.150/1,000
	計	92.450/1,000	87.370/1,000
実施(予定)年月日		令和4年3月1日	令和8年3月1日

(内訳)

基本保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	38.586/1,000	36.370/1,000
	被保険者	22.465/1,000	21.180/1,000
	計	61.051/1,000	57.550/1,000
特定保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	19.844/1,000	18.850/1,000
	被保険者	11.555/1,000	10.970/1,000
	計	31.399/1,000	29.820/1,000

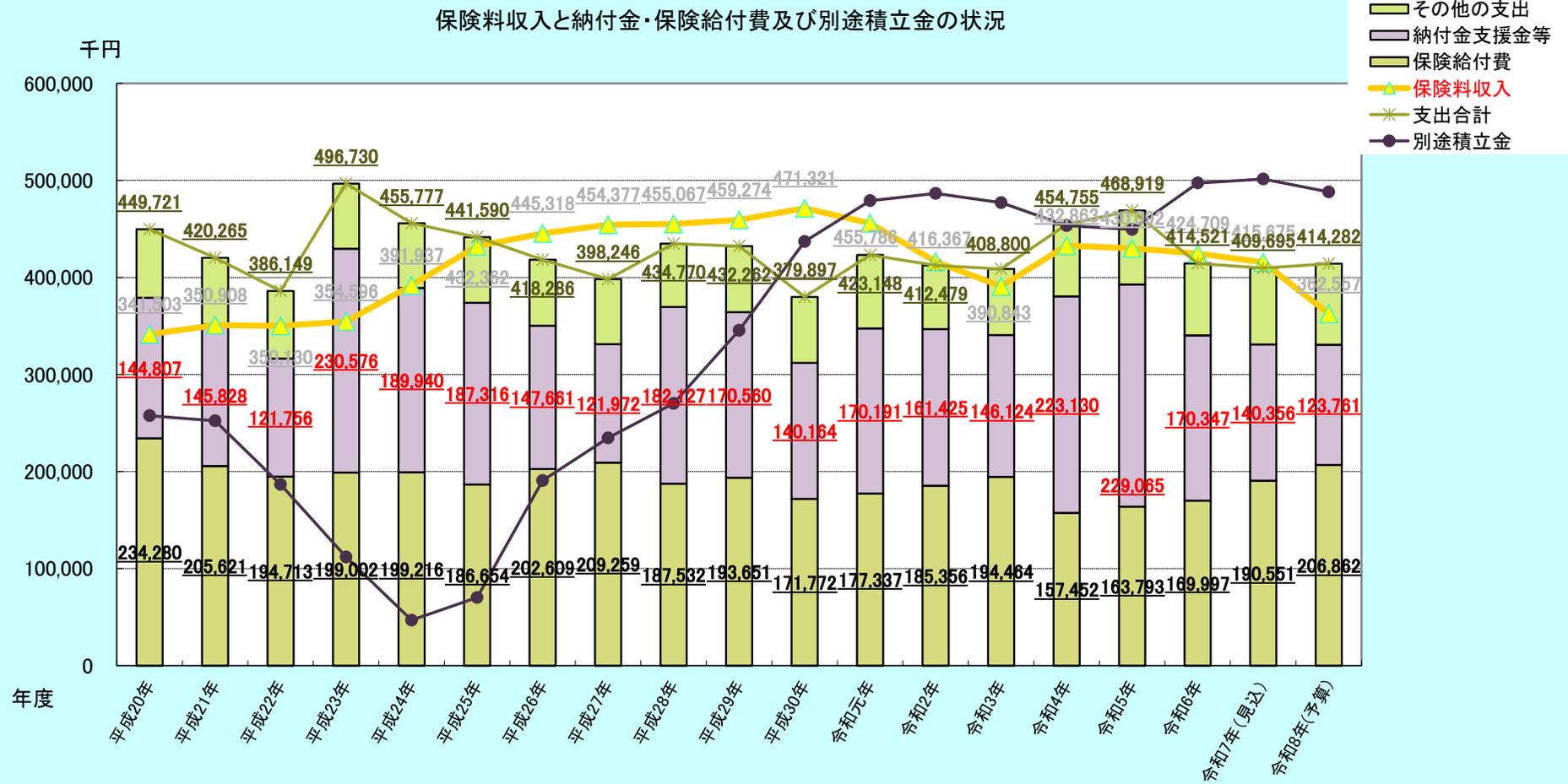
任意継続被保険者は令和8年4月1日より実施する。

オリジン健康保険組合 将来3ヶ年の見込み

資13

事 項		8年度	9年度	10年度
一般保険料率(見込)		87.370‰	87.370‰	87.370‰
	基本保険料率	57.550‰	52.893‰	48.430‰
	特定保険料率	29.820‰	34.477‰	38.940‰
法定給付費等(介護納付金を除く) に要する料率		77.120‰	77.000‰	77.880‰
今後の見込額	保険給付費	206,862千円	185,000千円	170,000千円
	納付金	123,761千円	150,000千円	170,000千円
	計	330,623千円	335,000千円	340,000千円
改定料率による経常収支差額の推移		-43,278千円	-23,313千円	-22,977千円
改定料率による準 備金の推移	保有額	100,000千円	100,000千円	100,000千円
	保有率	263.96%	262.28%	264.95%
改定料率による別 途積立金の推移	保有額	488,150千円	464,837千円	441,860千円

保険料収入と納付金・保険給付費及び別途積立金の状況



全国社会保険協会(協会けんぽ)の令和8年度保険料率について

令和8年1月29日に第140回協会けんぽ運営委員会が開催され、健康保険の令和8年度都道府県単位保険料率が了承されました。

埼玉支部は平均保険料率の0.1%引下げに伴い、9.67%(7年度9.77%)となりました。

令和8年度 都道府県単位保険料率について

標記について、健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率(平均保険料率9.9%)

	都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合		都道府県単位 保険料率	【参考】 平均保険料率 10%の場合
北海道	10.28%	10.38%	愛知県	9.93%	10.03%
青森県	9.86%	9.96%	三重県	9.77%	9.87%
	※9.85%		滋賀県	9.88%	9.98%
岩手県	9.51%	9.61%	京都府	9.89%	9.99%
宮城県	10.10%	10.20%	大阪府	10.13%	10.23%
秋田県	10.02%	10.12%	兵庫県	10.12%	10.22%
	※10.01%		奈良県	9.91%	10.01%
山形県	9.79%	9.89%	和歌山県	10.06%	10.16%
	※9.75%		鳥取県	9.86%	9.96%
福島県	9.50%	9.60%	島根県	10.08%	10.18%
茨城県	9.52%	9.62%		※9.94%	
栃木県	9.83%	9.93%	岡山県	10.05%	10.15%
	※9.82%		広島県	9.78%	9.88%
群馬県	9.68%	9.78%	山口県	10.15%	10.25%
埼玉県	9.67%	9.77%	徳島県	10.24%	10.34%

調整保険料率の変更について(案)

健康保険法施行令第 67 条に基づき調整保険料率を求める基準数値が決定し、当組合の修正率を算出した結果、令和 8 年 3 月より調整保険料率に変更になります。

調整保険料率	変更前	変更後
事業主負担分	0.82/1,000	0.87/1,000
被保険者負担分	0.48/1,000	0.51/1,000
計	1.30/1000	1.38/1000
算出方法	$1.3 \times 1.059 \div 1.38$	基本調整保険料率×修正率

令和08年度修正率・調整保険料率
オリジン健康保険組合

標準報酬年総額	法定給付費等	左の額の見込所要 保 険 料 率	(参考) 全組合平均の 見込所要保険料率
4,580,100	334,362	73.00	85
貴組合の修正率	基本調整保険料率	貴組合の調整保険料率	Xの値
1.059	1.30	1.38 (+)	7

前年度から変更

注) ・調整保険料率は基本調整保険料率×修正率です。
 ・小数点以下の整理…修正率は小数点以下第4位を四捨五入し第3位まで、調整保険料率は小数点以下第3位を四捨五入し第2位までとなっています。
 健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づく修正率を求める際の基準数値および交付金交付事業に係わる事業規模については11月26日開催の交付金交付事業委員会において了承されました。本通知の修正率・調整保険料率は厚生労働大臣によって承認され次第、正式決定となります。本通知の内容等に変更があった場合、別途ご連絡いたしますが、変更がない場合にはあらためてご通知いたしませんのでご了承ください。

I 見込所要保険料率等の算式

$$\text{見込所要保険料率} = \frac{\text{法定給付費等合計} \times 1}{\text{標準報酬年総額} \times 2} \times 1,000 \text{ (小数点以下第3位四捨五入)}$$

- ※1. 法定給付費等の金額は、令和06年度の収入支出決算実績数値による療養給付費、入院時食事・生活療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、第二家族療養費、高齢者療養給付費、移送費、傷病手当金、埋葬諸費、出産育児一時金、出産手当金、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金、療養給付費等支出未済額(当年度増)、療養給付費等支出未済額(当年度減)、日雇拠出金、前期高齢者納付金等納付金、組合員現物給付換算額の合計に事業主医療機関割引額を加えた額から前期高齢者交付金と出産育児交付金を引いた額です。
- ※2. 標準報酬年総額は、令和06年度の収入支出決算実績数値による年間平均被保険者数(保険料免除者を除く)×年間平均標準報酬月額×12(特例退職被保険者を含む)+総標準賞与額(年間合計額)です。

令和06年度の収入支出決算実績数値は、令和7年9月11日付健連発第422号でご案内いたしました「健康保険法施行令第67条第3項の規定に基づく令和08年度修正率・調整保険料率算定の基礎となる令和06年度決算数値確認報告」でご報告いただいた金額を基にしております。

II 修正率の算式(全組合平均の見込所要保険料率 85、Xの値 7)

組合の見込所要保険料率が 78 以上 92 以下の場合

$$\text{修正率} = 1$$

組合の見込所要保険料率が 78 未満の場合

$$\text{修正率} = 1 + [85 - (\text{組合の見込所要保険料率} + 7)] \div 85$$

組合の見込所要保険料率が 92 超の場合

$$\text{修正率} = 1 + [85 - (\text{組合の見込所要保険料率} - 7)] \div 85$$

以上のことから貴組合の修正率の算式は、以下の通りとなります。ただし、計算の結果が1.4995以上になる場合には、修正率は上限の1.5となります。

$$\text{修正率} = 1 + [85 - (73.00 + 7)] \div 85 = 1.059$$

※ 貴組合の調整保険料率は、前年度より増えています。

健康保険組合連合会
会長 宮永俊一



調整保険料率の算出方法

見込所要保険料率

(法定給付費等÷標準報酬年総額)

$$334,362 / 4,580,100 = 73\% \dots \textcircled{1}$$

修正率 (①が78%以上92%以下の場合は1.0)

①が78%未満の場合

$$1 + (85 - (73 + 7)) / 85 \doteq 1.059 \dots \textcircled{2}$$

基本調整保険料率 1.30...③

当組合の調整保険料率

$$\textcircled{3} \times \textcircled{2}$$

$$1.3 \times 1.059 \doteq 1.38$$

令和8年度予算対前年度比較表

(一般勘定) 1.適用状況

種 別	8年度予算	7年度予算	増減額(人)	増減率
被 保 険 者 数	614	642	-28	0.956
" (男)	533	557	-24	0.957
" (女)	81	85	-4	0.953
被 扶 養 者 数	556	587	-31	0.947
同上被保険者1人当人数	0.91	0.91	0	1.000
平均標準報酬月額(円)	470,000	461,000	9,000	1.020
" (男) (円)	483,000	473,000	10,000	1.021
" (女) (円)	387,000	379,000	8,000	1.021
総標準賞与額(年間合計・千円)	698,000	909,000	-211,000	0.768
保 險 料 率	88.75/1,000	93.75/1,000	-5.0/1,000	0.947
保険料率(事業主負担分)	56.09/1,000	59.25/1,000	-3.16/1,000	0.947
保険料率(被保険者負担分)	32.66/1,000	34.50/1,000	-1.84/1,000	0.947

被保険者数、被扶養者数ともに減少が続いている。

R8年1月末現在の被保険者数は615人

R8年1月の保険料免除者を除く平均標準報酬月額は476,600円

被保険者数及び標準報酬月額新入社員、定年退職者、任継満了者等を考慮し算出

令和8年度予算対前年度比較表

2. 収支状況(単位千円)
(収入)

種 別	8年度予算	7年度予算	増減額(人)	増減率
健康保険収入	362,674	411,957	-49,283	0.880
調整保険料収入	5,776	5,854	-78	0.987
繰越金	30,000	20,000	10,000	1.500
繰入金	40,000	30,000	10,000	1.333
国庫補助金収入	112	151	-39	0.742
出産育児交付金	245	110	135	2.227
財政調整事業交付金	801	801	0	1.000
雑収入	1,892	1,127	765	1.679
合 計	441,500	470,000	-28,500	0.939

被保険者数、標準賞与額は大幅に減少、料率5.0/1,000の引き下げにより保険料収入は大幅に減額の見込み
 保険給付と高齢者医療制度への納付金に充てる繰越金と繰入金は保険料収入減額のため、前年度より増額した。

国庫補助金収入は特定健診等補助金。出産育児交付金は前年度より増額。
 財政調整事業交付金は高額医療への交付金。

雑収入増は定期預金等の利率が増加したことによる。
 (R7年予算時の2倍)

結果として収入額合計は、前年度より28,500千円減となった。

令和7年度予算対前年度比較表
(支出) 単位：円

資16

種 別	8年度予算	7年度予算	増減額(人)	増減率
事務所費	41,507	46,760	-5,253	0.888
組合費	215	181	34	1.188
保険給付費	206,862	210,022	-3,160	0.985
(法定給付費)	(196,490)	(198,873)	-(2,383)	0.988
(付加給付費)	(10,372)	(11,149)	-(777)	0.930
納付金	123,761	139,882	-16,121	0.885
(前期高齢者納付金)	(28,879)	(37,025)	-(8,146)	0.780
(後期高齢者支援金)	(94,880)	(102,855)	-(7,975)	0.922
(病床転換支援金)	(1)	(1)	(0)	1.000
(流行初期医療確保拠出金)	(1)	(1)	(0)	1.000
保健事業費	34,758	38,149	-3,391	0.911
財政調整事業拠出金	5,776	5,854	-78	0.987
還付金、その他	1,303	1,091	212	1.194
子ども勘定繰入	100	0	100	-
予備費	27,218	28,061	-843	0.970
合計	441,500	470,000	-28,500	0.939
保険料に対する給付率	91.16%	84.94%	6.22%	1.073
保険給付費一人当金額	336,909円	327,137円	9,772円	1.030

事務所費は人件費等の減額により前年度より減少

保険給付費は診療報酬改定による医療費全般の増加、令和7年度後半からの高額な医療の発生等により増額計上

納付金は納付金等一覧表のとおり

保健事業費は予算書25～27頁の算出内訳及び事業概要の通り

財政調整事業拠出金は調整保険料を健保連に納付

保健事業について（詳細は予算書25～27頁）

科目	主な内容・変更点	事業費 () 前期比
特定健康診査事業費	対象者数 159人 任継者14人・被扶養者145人	1,224,300円 (3,300円減)
特定保健指導事業費	実施人数 65人(被保険者60人・被扶養者5人) 実施率を上げるためインセンティブ付与 被保険者・体組成計・健康グッズ等 被扶養者・指導修了者に@3,000円のクオカード	1,961,450円 (550円増)
保健指導宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ①機関誌2回、カレンダー1回全被保険者に配付 ②健康保険制度の周知等、パンフレットを適宜配付 ③乳児・育児雑誌の配付(保険給付費と合わせ10人分試算) ④HP修正費用、様式集等更新費用 ⑤医療費通知 年4回 ⑥ジェネリック医薬品差額通知 年2回 ⑦健康講座動画コンテンツ利用料 	加入者数の減少による 3,010,490円 (211,790円増)

実施率向上
複数回対象者向け

加入者数の減少による

健康保険制度の啓蒙のための周知費用を増額、健康講座コンテンツ費用を増額

保健事業について（詳細は予算書25～27頁）

科目	主な内容・変更点	事業費
<p>疾病予防費</p>	<p>①成人病予防健診 大宮シテイクリニック・新町クリニック・とちぎ健康プラザ それぞれの機関が実施する日帰り人間ドックを基本とする</p> <p>②任意継続者 成人病予防健診</p> <p>③母体定期健診時の要精密・再検査該当者に二次健診</p> <p>④インフルエンザ予防注射補助金</p> <p>⑤婦人科検診 IMS Me-Life クリニック池袋、契約外で実施した場合の 各検査6,000円までの補助</p> <p>⑥家族健康診断(一般健診・主婦健診・人間ドック補助)</p> <p>⑦被保険者人間ドック補助</p> <p>⑧歯科口腔健診(IMS Me-Life クリニック池袋、間々田工場等)</p> <p>⑨こころとからだの健康相談</p> <p>⑩重症化予防事業 書面及び事業所看護師面談による保健指導</p> <p>⑪骨密度検査 IMS Me-Life クリニック池袋</p>	<div data-bbox="1854 456 2204 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>減額要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者数の減少 ・ 二次健診費用の減額 ・ 骨密度検査実施なし (2年に1回の事業) </div> <p>27,603,400円 (3,496,750円減)</p>

保健事業について（詳細は予算書25～27頁）

科目	主な内容・変更点	事業費
体育奨励費	ウォーキングイベントの実施 参加者が固定化し参加人数が横ばい状態。PRにより実施率を高めたい。 <div data-bbox="1541 608 1841 727">秩父ウォーキング事業は廃止</div>	906,000円 (104,000円減)
総合計		34,705,640円 (3,391,710円減)

介護保険料率の変更について(案)

令和8年度の予算編成において、介護納付金が前年度より9,000千円減額したため、介護保険料率を下記の通り変更する。

	変更前	変更後
介護保険料率	17.0/1,000	16.0/1,000
事業主負担	8.5/1,000	8.0/1,000
被保険者負担	8.5/1,000	8.0/1,000
実施(予定)年月日	令和6年3月1日	令和8年3月1日

任意継続被保険者は令和8年4月1日より実施する。

令和8年度予算
対前年度比較表
(介護勘定)
単位：円

種 別	8年度予算	7年度予算	増減額(人)	増減率
被 保 険 者 数	418	440	-22	0.950
被 扶 養 者 数	138	153	-15	0.902
同 上 被 保 険 者 1 人 当 人 数	0.33	0.35	-0.02	0.943
特 定 被 保 険 者 数	8	13	-5	0.615
平均標準報酬月額(円)(特定含む)	497,000	496,000	1,000	1.002
総標準賞与額(年間合計・千円)(特定含む)	588,000	776,000	-188,000	0.758
平均標準報酬月額(円)	498,000	492,000	6,000	1.012
総標準賞与額(年間合計・千円)	580,778	748,934	-168,156	0.775
保 險 料 率	16.0/1,000	17.0/1,000	-1.0/1,000	0.941
(収入)				
介 護 保 険 収 入	50,058	59,028	-8,970	0.848
繰 入 金	3,000	3,000	0	1.000
雑 収 入	67	32	35	2.094
合 計	53,125	62,060	-8,935	0.856
(支出)				
介 護 納 付 金	48,116	57,363	-9,247	0.839
還 付 金	100	57	43	1.754
予 備 費	4,909	4,640	269	1.058
合 計	53,125	62,060	-8,935	0.856
介 護 納 付 額 一 人 当 金 額 (円)	89,791円	87,623円	2,168円	1.025

決算見込み
標準報酬月額
503,000円
標準賞与額
740,703千円

被保険者数、標準賞
与額の減少、保険料
率引き下げにより保
険料収入減

R7年度精算額
▲10,372千円
概算保険料
58,488,039円

約1,900千円の
黒字予算

令和8年度予算
対前年度比較表
(子ども勘定)
単位：円

種 別	8年度予算	備考
被保険者数	614	全年齢、適用除外なし
" (男)	533	
" (女)	81	
被扶養者数	556	
同上被保険者1人当人数	0.91	
平均標準報酬月額(円)	470,000	
" (男) (円)	483,000	
" (女) (円)	387,000	
総標準賞与額(年間合計・千円)	698,000	
保険料率	2.30/1,000	国から示された料率
保険料率(事業主負担分)	1.15/1,000	事業主・被保険者折半
保険料率(被保険者負担分)	1.15/1,000	
(収入)		
子ども・子育て支援金収入	8,882	総報酬見込額×料率(11か月分)
雑収入	2	
一般勘定受入	100	前年度末の前納分
合計	8,984	
(支出)		
子ども・子育て支援納付金	8,368	総報酬見込額×負担率
還付金	20	
雑支出	1	
予備費	595	
合計	8,984	

重要財産処分(案)について

当組合の令和8年度収入支出予算編成にあたり、下記のとおり財産処分を提案致します。

【一般勘定】

収入予算へ保険給付費及び高齢者医療制度への納付金等の支出に充てるため、**別途積立金より40,000千円を繰入金**として計上したく、財産処分を提案致します。

令和8年1月31日現在

別途積立金積立額	467,289,901円
令和8年度処分量	40,000,000円
処分後積立額	427,289,901円

重要財産処分(案)について

【介護勘定】

収入予算へ介護納付金の支出に充てるため、準備金より3,000千円を繰入金として計上したく、財産処分を提案致します。

令和8年1月31日現在

準備金積立額	27,272,512円
令和8年度処分額	3,000,000円
処分後積立額	24,272,512円

オリジン健康保険組合の下記の規約を一部変更したく提案します。

規約変更理由

令和8年4月1日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、令和8年4月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まる。これに伴い、保険料額の負担割合及び予備費の費途、準備金の保有方法等について定める必要が生じたため、規約を一部変更する。

オリジン健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第43条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 <u>一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額</u> の100分の63.2は事業主、100分の36.8は被保険者において負担する。(小数点第3位を四捨五入する。)</p> <p><u>(介護保険料額の負担割合)</u></p> <p><u>第44条の2</u> <u>介護保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第44条の3</u> <u>子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p>	<p>第1条～第43条 略</p> <p>(<u>一般</u>保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 <u>一般保険料額(及び調整保険料額)</u>の100分の63.2は事業主、100分の36.8は被保険者において負担する。(小数点<u>以下</u>第3位を四捨五入する。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第44条の<u>4</u></p> <p>この組合において、介護保険第2号被保険者たる<u>被保険者以外の介護保険法施行法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者（介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）</u>に関する保険料額は一般保険料<u>等</u>額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第45条</p> <p>1～2 (1) 略</p> <p>2</p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p>	<p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第44条の<u>2</u></p> <p>この組合において、介護保険第2号被保険者たる<u>被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の被保険者</u>に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第45条</p> <p>1～2 (1) 略</p> <p>2</p> <p><u>(2) 介護保険料還付金</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第46条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p><u>(1) 郵便貯金</u></p> <p><u>(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u></p> <p><u>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</u></p> <p><u>(4) 国債又は地方債</u></p> <p><u>(5) 政府保証債又は金融債</u></p> <p><u>(6) 担保付社債</u></p> <p><u>(7) 抵当証券</u></p> <p><u>(8) コマーシャルペーパー</u></p> <p><u>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p><u>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u></p> <p><u>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</u></p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第46条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p><u>(1) 銀行若しくは信託銀行又は労働金庫への預金若しくは貯金又は郵便貯金</u></p> <p><u>(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</u></p> <p><u>(3) 国債証券又は地方債証券の取得</u></p> <p><u>(4) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債権に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</u></p> <p><u>(5) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</u></p> <p><u>(6) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p><u>(7) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</u></p> <p><u>(8) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得</u></p>

健康保険組合事業運営基準
第9 財務 にあわせ改正

改正後	改正前
<p>2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、<u>または第2号</u>の方法によって保有しなければならない</p>	<p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>

附則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

オリジン健康保険組合の会計事務規程の一部変更について

規程変更理由書

令和8年4月1日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、令和8年4月分の保険料から子ども・子育て支援金の徴収が始まる。これに伴い、会計事務取扱規程のうち、算定原簿、月別整理簿について子ども・子育て支援金の記載を明確化するため、同規程を一部変更する。

オリジン健康保険組合の会計事務規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～2条 (略) (帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 <u>一般</u>保険料・調整保険料・<u>介護</u>保険料<u>及び子ども・子育て支援金</u>算定原簿 二 <u>一般</u>保険料・調整保険料・<u>介護</u>保険料<u>及び子ども・子育て支援金</u>月別整理簿</p> <p>第4～43条 (略)</p> <p>(<u>備品</u>の毀損等届出) 第44条 <u>備品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 (<u>備品</u>の廃棄処分) 第45条 毀損その他の事由により<u>備品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p> <p>第46～51条 (略)</p>	<p>第1～2条 (略) (帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 一 保険料・調整保険料<u>及び</u>介護保険料算定原簿 二 保険料・調整保険料<u>及び</u>介護保険料月別整理簿</p> <p>第4～43条 (略)</p> <p>(<u>物品</u>の毀損等届出) 第44条 <u>物品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。 (<u>物品</u>の廃棄処分) 第45条 毀損その他の事由により<u>物品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p> <p>第46～51条 (略)</p>

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

理事長専決処分の報告について

任意継続被保険者の資格喪失による前納保険料の還付にあたり当初予算の不足が生じたが、緊急を要し組合会を招集する時間的猶予がなかったため、下記の通り理事長専決にて予備費より充当を行った。

任意継続者の年度途中喪失者3人分の還付金が発生し、予算が不足した。

処分年月日	流用先	流用元	金額
令和7年11月27日	介護保険料還付金	予備費(充当)	6,633円
令和7年12月24日	保険料還付金	予備費(充当)	75,013円
〃	調整保険料還付金	予備費(充当)	298円
〃	介護保険料還付金	予備費(充当)	31,803円

【一般勘定】

1) 別途積立金の保管替えについて

令和8年4月6日に定期預金満期となる下記財産につき、令和8年度繰入金を差し引いた残金を
令和8年9月7日までの定期預金とする。

	令和8年1月末日現在	8年度繰入金	定期預金積立額
別途積立金	467,289,901円	40,000,000円	<u>427,289,901円</u>

2) 準備金の保管替えについて

令和7年11月25日、社会保険診療報酬支払基金より令和8年度委託金について前年度比10%以上の増加が見込まれるため、差額を納入する旨通知された。については下記の通り差額納入額を定期預金から普通預金に保管替えし、同額を期日までに支払基金に保管替えする。また差額納入額を差し引いた残金を令和8年9月7日までの定期預金とする。

財産保管替えについて

【一般勘定】

	令和8年1月末日現在	差額納入額	定期・普通預金額
準備金定期預金	97,947,000円	△499,000円	<u>97,448,000円</u>
準備金普通預金	0円	499,000円	<u>499,000円</u>
	令和8年4月委託金差額納入時	差額納入額	普通預金額
準備金普通預金	499,000円	△499,000円	<u>0円</u>
	令和7年度委託金額	差額納入額	令和8年度委託金額
支払基金委託金	2,053,000円	499,000円	<u>2,552,000円</u>

①別途積立金
繰り入れ時

②支払基金
差額納入時

※社会保険診療報酬支払基金の委託金の算出方法

令和7年7月～9月の診療報酬請求額のうち最高額×0.15か月

前年度の委託金額より10%以上差異があった場合、追加請求または返還となる。

(算出基礎) 17,015,858円(令和7年7月分)×0.15≒2,552,000円(増加率24.30%)

財産保管替えについて

【介護勘定】

令和8年4月6日に定期預金満期となる下記財産につき、令和8年度繰入金を差し引いた残金を令和8年9月7日までの定期預金とする。

準備金	令和8年1月末日現在 27,272,512円	8年度繰入金 3,000,000円	定期預金積立額 <u>24,272,512円</u>
-----	---------------------------	----------------------	-------------------------------

令和7年度保健会議報告

健康保険組合事業運営指針
第3保健事業及び福祉事業
に記載の健康管理事業推進
委員会にあたる会議

1. 日時 令和7年12月16日(火) 9時30分～10時10分
2. 場所 本社事業所 会議室3、間々田工場及び瑞穂工場はリモートにて参加
1. 出席者 本社： 田島部長、深澤課代、谷川課員、青木看護師
間々田： 大森工場長、落合調査役、田中係長
瑞穂： 田村次長、上栗係長、堀内看護師
健保： 高木、坂本、松本

4. 内容

① 2025年度健康診断について

- 健康診断の受診状況を健保組合が説明、在宅勤務者1名が未受診で現在受診勧奨中。今年度の健康診断について、各事業所で不都合な点は何かあったか。
- 特に問題なく実施できた(3事業所)

② 二次健診について

- 大宮シティクリニックの二次健診は、2026年度から本人への結果に医師の判定が記載されないこととなった。次年度の二次健診について別途打ち合わせが必要となった。
- 間々田工場は、野村消化器内科クリニックで二次健診を実施しているが、予約ができないため、待ち時間が長いなど不都合がある。他に近隣の医療機関もないため、企業訪問型労災二次健診の検討も行いたい。
- 瑞穂工場は、新町クリニックが瑞穂工場で血液検査、尿検査を実施し、紙の結果表を本人に渡しており、実施に問題はない。

事業主、被保険者、医療従事者、健保職員により構成するよう努めること

令和7年度保健会議報告

③ 疾病傾向について

- 健保組合が、2024年度の疾病傾向について、一人当たり医療費を全組合と比較して説明した。また、前年度と比較し、2024年度は、循環器系疾患の一人当たり医療費が高額になっていること、**循環器系は50代、60代の高血圧症が増加**していること等説明した。

④ 2024年度のスコアリングレポートについて

- 特定健診、特定保健指導の実施率は良好、生活習慣病リスク保有者の割合は、血圧リスク、肝機能リスク保有者が他健保に比べて多い。生活習慣はおおむね良好、年代別男女別医療費については他健保に比べて低い、若年の男性は他健保に比べると若干高い。ジェネリック医薬品の使用割合は、少しずつ増加傾向で2024年3月度は国の目標である80%を超えた。

⑤ 2025年度の主な保健事業の報告

- 健保の保健事業について11月までの状況を説明した。その中で、**健康講座は、メンタルヘルスと睡眠についての2講座を会社のイントラに掲載**しているが、一つの単元が短い時間であることや視聴期間が3月までと比較的長いことなどで昨年までの健康講演会に比べて**受講率が高い状況**となっている。
-

令和7年度保健会議報告

- ⑥ 間々田工場の歯科健診時間内実施について
- 2025年度は、**就業時間内に実施したことで、前年度より15人受診者が増加した。**間々田工場勤務者だけで比較すると29人増となった。一方で、**間々田工場以外に勤務する人と被扶養者が受診できなくなったことがデメリットであった。**
- ⑦ 婦人科検診について
- **受診率**について、乳がん検診が54%、子宮がん検診が46%、**どちらか又は両方を受診した人の割合は57%**であった。検診制度別にみると、IMS Me-Life クリニック池袋の集団検診が64%、人間ドックのオプション検査が25%、補助制度を利用した人が11%であった。また、未受診者を工場別に比較すると集団検診の池袋に近い本社事業所は23%と低く、間々田工場は79%と高かった。大阪支店や名古屋支店は集団検診を利用することはできないこともあり、多制度も含め利用率は0%であった。**市町村の検診の一部負担金を補助することもできるので、今後は制度について更に広報し利用率を高めたい。**
- ⑧ 禁煙プログラムについて
- 2026年度は**禁煙プログラムを委託している医療機関が本プログラムを終了するが、現段階で代替の委託業者が決まっていない。**
 - 若い方向けのアプリをつかってゲーム感覚で楽しみながら禁煙をするものもあるとの意見がでた。
- ⑨ 重症化予防事業について
- 2024年度は、「**高血圧リスク**」がある人を対象に**19人に保健指導を実施した。**対象者の2025年度の健診結果をみると、**1キロ以上体重が減少した人は6人、血圧が改善した人は11人、そのうち受診勧奨値未満になった人は7人と効果があった。**
-

2024年度版（2023年度実績）スコアリングレポート

貴組合の特定健診・特定保健指導の実施状況

特定健診・特定保健指導

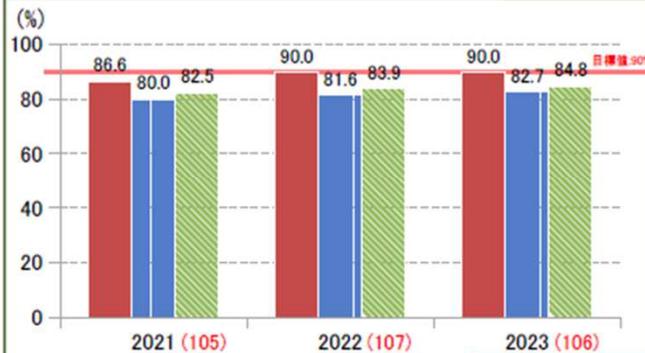
総合判定



単一組合順位	429位 / 1,119組合
全組合順位	500位 / 1,374組合

特定健診の実施率

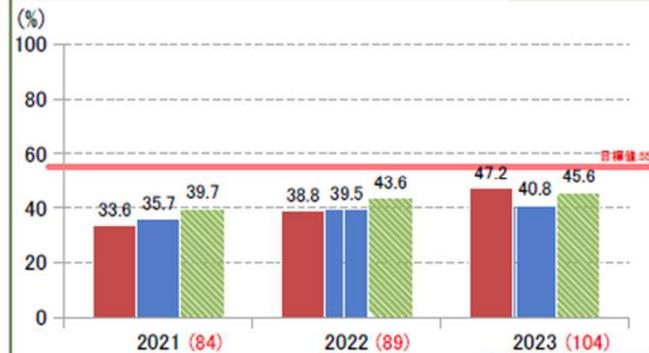
1ランクUPまで (+1) あと 5人



特定健診の実施率	2021	2022	2023
貴組合	86.6%	90.0%	90.0%
	374位 / 1,127組合	205位 / 1,123組合	230位 / 1,119組合
業態平均	80.0%	81.6%	82.7%
単一組合平均	82.5%	83.9%	84.8%

特定保健指導の実施率

1ランクUPまで (+1) あと 1人

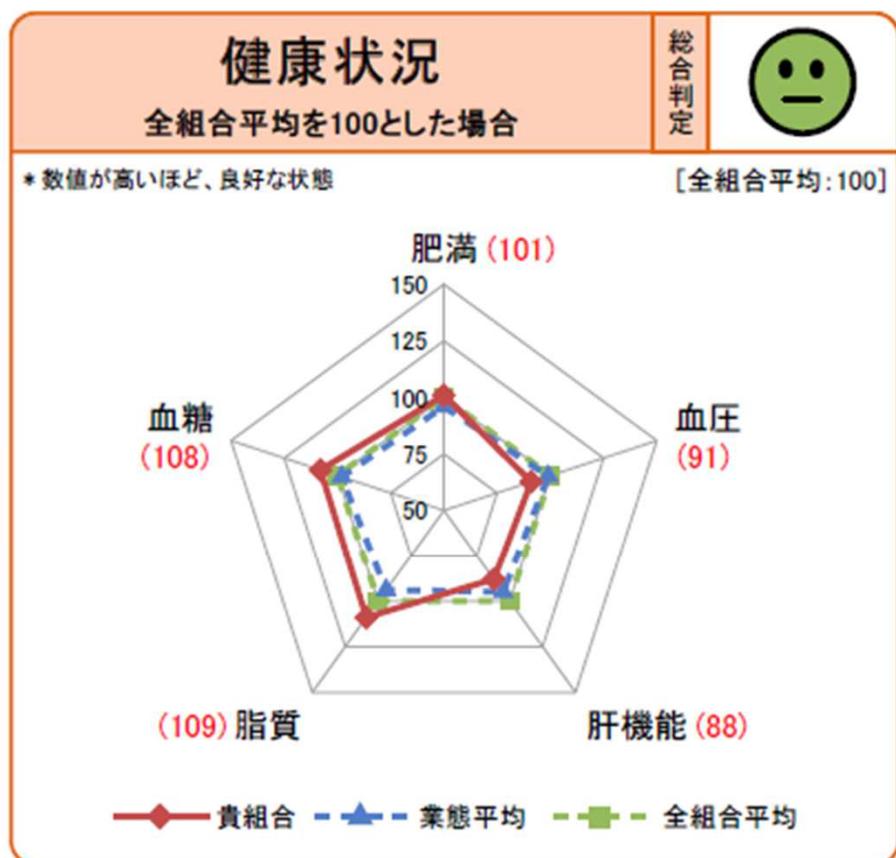


特定保健指導の実施率	2021	2022	2023
貴組合	33.6%	38.8%	47.2%
	570位 / 1,127組合	531位 / 1,123組合	464位 / 1,119組合
業態平均	35.7%	39.5%	40.8%
単一組合平均	39.7%	43.6%	45.6%

※ 目標値は、第3期（2018～2023年度）特定健康診査等実施計画期間における保険者種別目標。
 ※ 順位は、保険者種別（単一・総合）目標の達成率の高い順にランキング。
 ※ ()内の数値は、単一組合平均を100とした際の貴組合の相対値。
 ※ (+1) "ランクUP"は、5段階評価のランクを1つ上げるための目安（実施人数）を記載。

■ 貴組合 ■ 業態平均 ■ 単一組合平均

貴組合の健康状況(生活習慣病リスク保有者の割合)

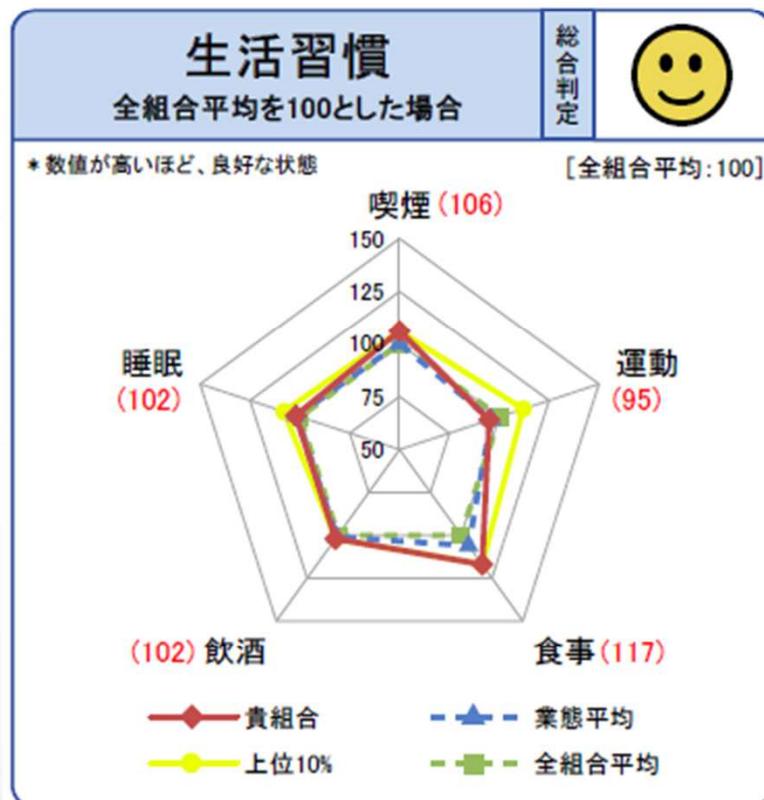


健康状況の経年変化		2021	2022	2023	
肥満	貴組合	93	99	101	
	業態平均	95	95	96	
血圧	貴組合	84	78	91	
	業態平均	98	98	99	
肝機能	貴組合	102	93	88	
	業態平均	94	94	95	
脂質	貴組合	107	129	109	
	業態平均	93	93	94	
血糖	貴組合	115	108	108	
	業態平均	99	99	98	

※ 2023年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

貴組合の生活状況（適正な生活習慣を有する者の割合）

※ 生活習慣データについては、一部任意項目であるため、保険者が保有しているデータのみで構成。



※ 2023年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

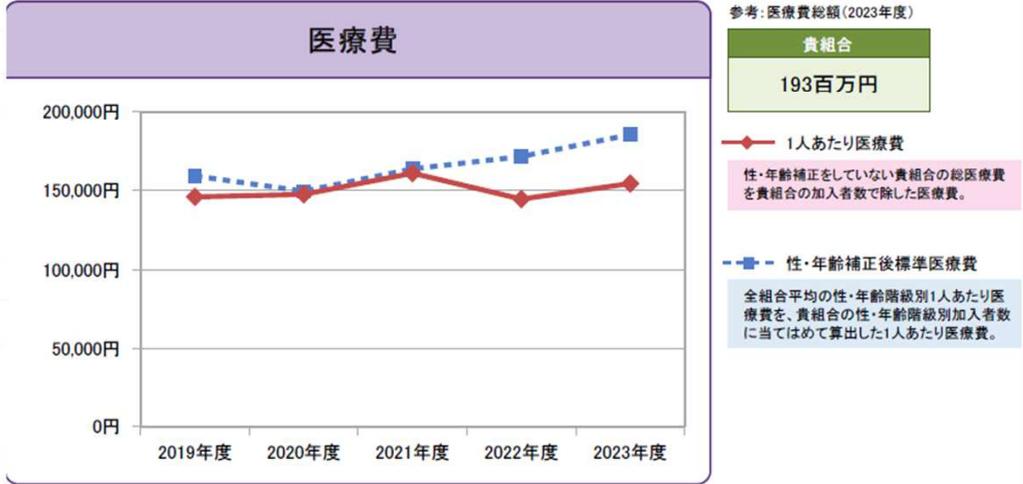
生活習慣の経年変化		2021	2022	2023	ランクUPまで (*1)
喫煙	貴組合	106	106	106	 あと8人
	業態平均	100	100	100	
	上位10%	107	107	106	
運動	貴組合	90	101	95	 あと11人
	業態平均	95	96	96	
	上位10%	110	111	112	
食事	貴組合	115	107	117	 最上位です
	業態平均	106	106	106	
	上位10%	117	116	117	
飲酒	貴組合	102	101	102	 あと4人
	業態平均	100	101	101	
	上位10%	102	101	102	
睡眠	貴組合	98	97	102	 あと17人
	業態平均	101	102	102	
	上位10%	108	110	108	

※ 上位10%は業態ごとの「総合スコア」上位10%の平均値を表す。ただし、業態内の組合数が20以下の場合には、全組合の「総合スコア」上位10%の平均値を表示。

(*1) “ランクUP”は、5段階評価のランクを1つ上げるための目安(リスク対象者を減らす人数)を記載。

貴組合の医療費状況

1人あたり医療費と性・年齢補正後標準医療費の推移



参考: 医療費総額 (2023年度)

貴組合
193百万円

● 1人あたり医療費
性・年齢補正をしていない貴組合の総医療費を貴組合の加入者数で除した医療費。

■ 性・年齢補正後標準医療費
全組合平均の性・年齢階級別1人あたり医療費を、貴組合の性・年齢階級別加入者数に当てはめて算出した1人あたり医療費。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1人あたり医療費	146,080円	147,696円	161,098円	144,685円	154,550円
性・年齢補正後標準医療費	159,377円	149,676円	163,838円	171,679円	185,513円

【貴組合の1人あたり医療費 (2023年度)】

貴組合	性・年齢補正後標準医療費	性・年齢補正後組合差指数
154,550円	185,513円	0.83

参考: 貴組合の男女別・年代別1人あたり医療費 (2023年度)

	男性	女性	20代	30代	40代	50代	60代
貴組合	162,040円	141,864円	138,851円	137,158円	137,654円	169,014円	269,851円
業態平均	178,776円	195,949円	101,485円	133,980円	162,051円	237,486円	355,500円
全組合平均	180,887円	193,725円	103,629円	141,346円	166,931円	239,107円	358,956円

※性・年齢補正後組合差指数とは、医療費の組合差を表す指標として、1人あたり医療費について、加入者の性・年齢構成の相違分を補正し、全組合平均を1として指数化したもの。指数が1より高いほど、全組合平均と比較して性・年齢補正後の医療費が高い傾向であることを示す。具体的な算出方法は、参考資料巻末「各指標の算出方法」及び「健康スコアリング活用ガイドライン」を参照。

貴組合の後発医薬品の使用割合

貴組合の後発医薬品の使用割合 (数量シェア) の推移

	2020年 3月診療分	2021年 3月診療分	2022年 3月診療分	2023年 3月診療分	2024年 3月診療分
後発医薬品の使用割合	73.5%	77.4%	73.7%	79.5%	83.4%

※実績年度の集計値ではなく、3月診療分の集計値。

- ✓ 特定健診実施率は目標の90%達成
- ✓ 特定保健指導は実施率が上がっているものの目標の55%は未達成 (47.2%)
- ✓ 生活習慣病リスク保有者の割合は肝機能が不良、血圧は前年度に比べればよくなっているが、以前として全体に比べやや不良の状態
- ✓ 適正な生活習慣を有する者の割合については、運動習慣がやや不良であるが、食事習慣については良好
- ✓ 医療費状況は、全組合平均に比べ一人あたり医療費が低い (全組合平均を1とすると当組合は0.83)
- ✓ 後発医薬品の使用割合は、2024年3月診療分で目標の80%以上を達成

国民皆保険制度を将来世代に引き継ぐために

高齢者人口の増加や医療の高度化により2008年に34.8兆円だった国民医療費は、2023年には48.1兆円にまで膨らみ、2040年には73.3兆円に達するとも予測されています。その一方で、現役世代は減り続け、保険料の負担が急激に増大していくと見込まれています。

国民皆保険制度を未来に引き継いでいくため、私たち健保組合から加入者の皆さまにお願いしたいことがあります。

健保組合から、
加入者の
皆さま
への



3つのお願い

- 1 医療費のしくみや国民皆保険制度の厳しい状況についてもっと知ってください
- 2 自分自身で健康を守る意識をもってください。健診をきちんと受けてください
- 3 軽度な身体の不調は自分で手当するセルフメディケーションを心がけてください

*「[ポスト2025]健康保険組合の提言」より

健保組合は引き続き

「3つのお願い」の周知広報に取り組みます。

事業主の皆さまにもご理解・ご協力をお願いします。

国民皆保険制度を未来へ。皆さまの声をお聞かせください。

医療と国民皆保険制度に関する国民向けアンケート結果を公開中

「きいろをみどりへ」特設ページはこちら



ご意見はこちら



加入者に対して、
健保組合
だからこそ
できる

4つの約束

- 1 各種健診を受診しやすいよう、こまめに働きかけます
- 2 一人ひとりの健康状態に合わせた丁寧な保健指導を実施します
- 3 予防・健康づくりに役立つ情報を提供します
- 4 職場環境に応じた予防・健康づくりに取り組みます(事業主との連携)

*「[ポスト2025]健康保険組合の提言」より

加入者は健保組合に期待しています

健診・予防接種・運動など、健康づくりの支援を続けてほしい。

医療費や制度の現状を、もっと分かりやすく知りたい。

健保組合からの情報が健康づくりのきっかけとなっている。

健保組合の強み

「4つの約束」を着実に実行

加入者と近い関係で、健診・保健指導・情報提供・事業主連携(コラボヘルス)を通じ、加入者の健康をサポート

自主自立の運営

組合会で加入者と事業主の意見を聞き、個々の状況に適した事業を展開(特定健診のほか、若年層健診やレディース検診などにも取り組み、健康経営に貢献)。

健保組合の強みを生かし、

「4つの約束」の着実な実現に取り組みます。

事業主の皆さまにもご理解・ご協力をお願いします。

オリジン健康保険組合



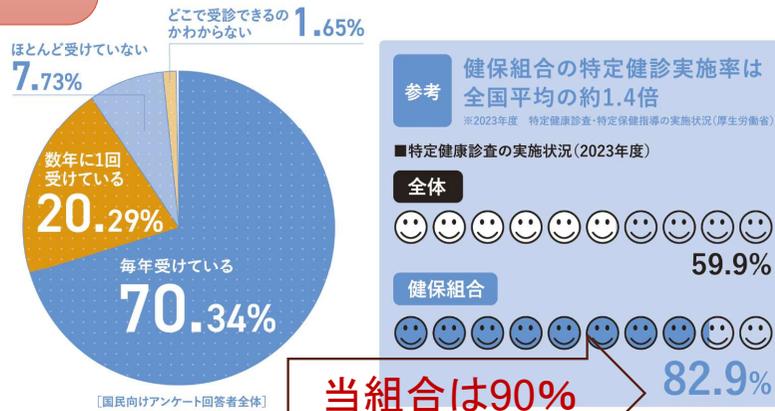
健保連が行った国民皆保険制度に対するアンケート調査



もっと知ってほしい、健保組合のこと。
働く人とその家族の健康を支えるパートナー



健保組合は、高い健診実施率で健康を支えています



アンケート調査で判明

あって良かった健保組合加入者の声

健診や人間ドックの補助があり、受診のハードルが下がったと感じている。早期発見につながり、結果的に安心につながっている。

健診の大切さを改めて認識し、忙しくても受診しようと思うようになった。

制度や医療費の仕組みなど、難しい内容を分かりやすく伝えてもらえる点が助かっている。自分の行動を見直すきっかけになった。

医療費や制度について、日頃から知っておくことの大切さを感じた。

医療保険制度の現状を知り、自分の受診行動を見直すきっかけになった。

健診結果に応じて、必要なタイミングで声をかけてもらったのがありがたかった。自分の健康を見られていると感じた。

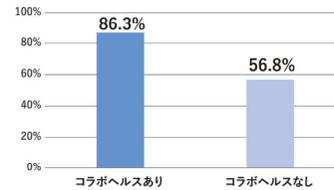
軽い症状では市販薬を活用する意識が高まった。

会社と連携した健康づくりの取り組みがあり、職場全体で健康を意識する雰囲気が生まれていると感じる。

健保組合の強みであるコラボヘルスで健康支援を進めます

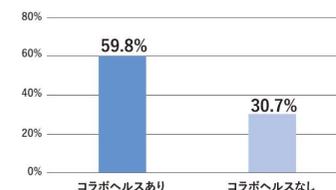
女性の健康支援では実施率は約1.5倍!

■女性特有の健康課題等性差に応じた健康支援



40歳未満の健診データを活用した事業(若年層向け保健指導等)では実施率は約2倍!

■40歳未満の健診データを活用した事業



コラボヘルス(事業主と連携した予防・健康づくり等の取り組み)は健保組合のメリットです。
事業主の皆さまには、より充実した取り組みにするために、健保組合との協力をお願いします。

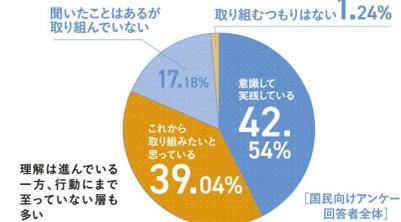
さらに充実した取り組みをめざして

- 女性特有の健康課題等、性差に応じた健康支援[952健保組合] \ 約7割/
- 40歳未満の健診データを \ 約4割/ 活用した事業[557健保組合]



セルフメディケーション*の推進にも取り組みます

※自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること



- 健康保険の大切さや上手な医療のかかり方を加入者に \ 約7割/ 伝える取り組みを実施[902健保組合]